

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和5年3月24日(2023.3.24)

【公開番号】特開2020-110801(P2020-110801A)

【公開日】令和2年7月27日(2020.7.27)

【年通号数】公開・登録公報2020-029

【出願番号】特願2020-42334(P2020-42334)

【国際特許分類】

B 01 J 20/20(2006.01)

10

B 01 J 20/30(2006.01)

B 01 J 20/28(2006.01)

C 02 F 1/28(2023.01)

C 01 B 32/30(2017.01)

C 01 B 32/306(2017.01)

【F I】

B 01 J 20/20 A

B 01 J 20/30

B 01 J 20/28 Z

C 02 F 1/28 D

20

C 01 B 32/30

C 01 B 32/306

【手続補正書】

【提出日】令和5年3月15日(2023.3.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

QSDFT法によって算出される細孔容積のうち、1.0nm以下の範囲の細孔径の細孔容積Aが0.3cc/g以上であり、

かつ、QSDFT法によって算出される細孔容積のうち、3.0nm以上3.5nm以下の範囲の細孔径の細孔容積Bが0.009cc/g以上である、活性炭であって、

空塔速度(SV)3000h⁻¹での通水処理における総トリハロメタンろ過能力が45~90L/gである、活性炭。

【請求項2】

QSDFT法によって算出される細孔容積のうち、2.0nm以上3.0nm以下の範囲の細孔径の細孔容積Cが0.05cc/g以下である、請求項1に記載の活性炭。

【請求項3】

QSDFT法によって算出される活性炭の全細孔容積(cc/g)に対する、QSDFT法によって算出される細孔容積のうち、1.5nm以下の範囲の細孔径の細孔容積(cc/g)の割合が0.85以上である、請求項1又は2に記載の活性炭。

【請求項4】

比表面積が500~1800m²/gである、請求項1~3のいずれか1項に記載の活性炭。

【請求項5】

前記総トリハロメタンろ過能力が60~90L/gである、請求項1~4のいずれか1項

50

に記載の活性炭。

【請求項6】

前記活性炭が纖維状活性炭である、請求項1～5のいずれか1項に記載の活性炭。

【請求項7】

鉄を0.1～1.5質量%含む活性炭前駆体を、CO₂濃度が90容積%以上の雰囲気下、温度900～1000で賦活する工程を含む、請求項1～6のいずれか1項に記載の活性炭の製造方法。

10

20

30

40

50